

藤枝市子ども読書活動推進計画（第四次）

ふじえだっ子の未来を拓く！

読書で育む豊かな心

令和3年3月



藤枝市
Fujieda City

目 次

第1章 基本的事項

1	子どもの読書活動推進の背景	2
(1)	概況	
(2)	国の動き	2
(3)	静岡県の動き	2
(4)	藤枝市の動き	2
2	子どもの読書活動推進の目的	3
3	計画の期間と役割	3
4	基本理念	3
5	推進体制	3
6	現在の進捗状況	4
7	今後の展開	5
8	藤枝市子ども読書活動推進計画の体系	6
9	藤枝版ローカルSDGsの推進	7

第2章 取組み方針

1	読書活動の推進	10
(1)	家庭における読書活動の普及	10
(2)	幼少期の読書活動の啓発	12
(3)	学校における読書活動のサポート	14
(4)	地域における読書の環境整備	17
2	啓発・広報等の推進	19
(1)	情報の収集・提供の充実	19
(2)	読書週間、子ども読書の日、文字・活字文化の日等の啓発・広報の推進	21

第3章 推進体制等

1	家庭、幼稚園・保育所等、学校、地域における子どもの読書活動の推進体制	24
2	出版、書籍販売業界等との連携	24
3	財政上の措置	24

第4章 資料編

資料1	学校図書館法	26
資料2	子どもの読書活動の推進に関する法律	28
資料3	藤枝市子ども読書活動推進計画（第四次）努力目標一覧	31
資料4	藤枝市立図書館協議会委員名簿	32
資料5	児童図書館の蔵書冊数及び総蔵書冊数における児童図書館の割合	32
資料6	アンケート調査結果一覧	33

第 1 章 基本的事項



1 子どもの読書活動推進の背景

(1) 概況

近年、日本の社会は、少子高齢化、核家族化、高度情報化が進み、また、感染症対策等による新しい生活様式が求められる中、大人のみならず子どもたちの生活環境にも大きな変化が現れています。特に、スマートフォンやタブレット、それらを活用したSNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）の普及は、コミュニケーション手段の多様化を促し、子どもたちの日常生活、物事への興味・関心に大きな影響を与えており、読書時間の減少の一因とも言われています。

このような中で、家庭、学校、地域が一体となり、子どもの読書活動を推進する重要性は増しており、子ども達が本に触れたり、読書に親しんだりする機会を積極的に提供するとともに、子どもが読書の楽しさや大切さを感じ得るような環境づくりが求められています。

(2) 国の動き

国では、学校教育の充実を図るため、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」（資料1）を制定し、平成9年6月の改正では、平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭を設置することを義務化したことに続き、平成26年の改正では、学校図書館の職務に従事する職員として、学校図書館司書を位置付けました。

また、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」（資料2）を制定し、政府に「推進基本計画」の策定を義務づけ、都道府県及び市町村には、「推進計画」の策定に努めるよう規定しています。

これにより、国は平成14年8月に「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年に「第二次基本計画」、さらに平成25年5月に「第三次基本計画」、そして平成30年4月には「第四次基本計画」を策定しています。特に、読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組推進を主なポイントと位置付けています。また、令和元年6月には障害によって読書が困難な人々の読書環境整備を目指す「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行されました。

(3) 静岡県の動き

静岡県では、平成16年1月に「静岡県子ども読書活動推進計画」（平成20年2月「後期計画」策定）を、平成23年には「第二次計画」（26年3月「第二次中期計画」策定）を、さらに平成30年3月には「第三次計画」を策定し、「読書県しずおか」の構築を目指しています。

(4) 藤枝市の動き

藤枝市では、国や県の動向を踏まえるとともに、子どもの自主的な読書活動を推進するため、平成19年5月に「藤枝市子ども読書活動推進計画」を策定しました。さらにその成果や課題を検証し、平成23年3月に第二次計画を、平成28年3月には第三次計画を策定し、具体的な数値目標を設定するとともに、新たな取組みや施策を展開してきました。

令和2年度より、全校に専任の学校図書館司書が配置され、学校図書館が各校の特性

に応じて主体的に運営される仕組みづくりなどが整いました。

このたび、本市を取り巻く社会環境の変化や教育等の課題を踏まえ、第6次藤枝市総合計画をはじめとする関係諸計画と連動した「第四次藤枝市子ども読書活動推進計画」を策定し、さらなる子ども読書活動の推進を図っていきます。

2 子どもの読書活動推進の目的

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。このことに鑑み、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備や、読書機会の提供、読書活動の啓発などの推進を積極的に図り、子どもの健やかな成長と、「教育日本一」にふさわしい「学びの環境モデルふじえだ」の実現に資することを目的とします。

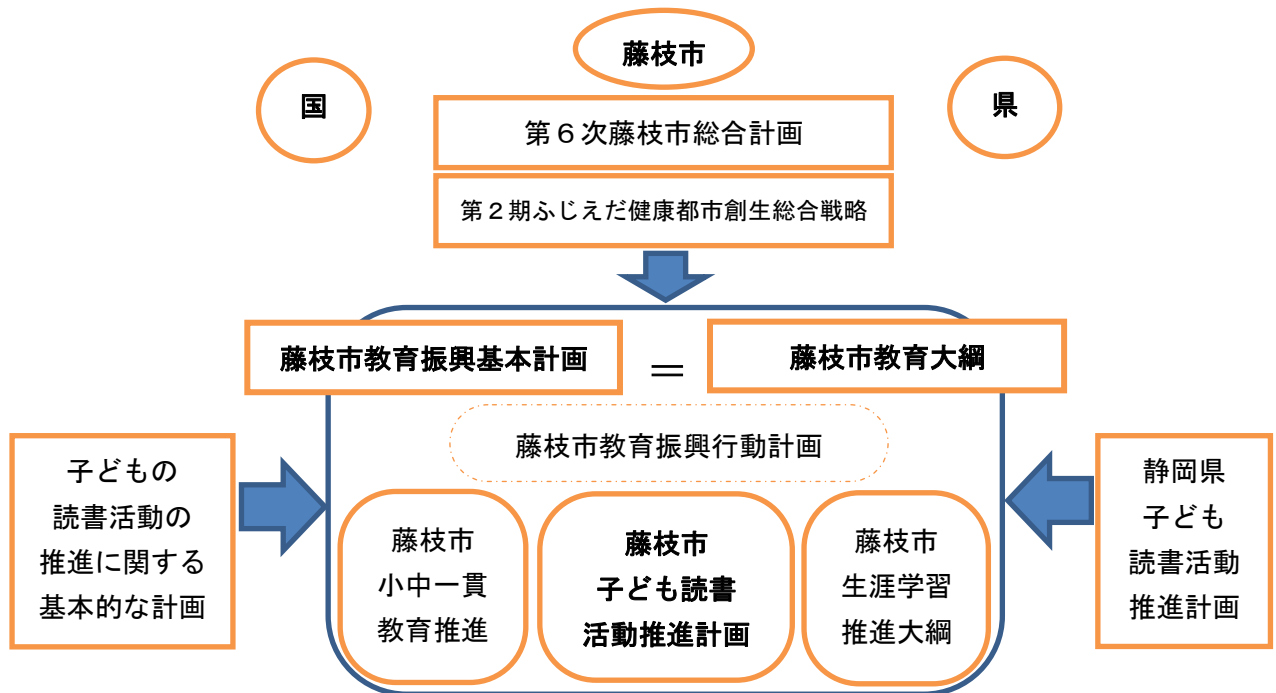
3 計画の期間と役割

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年を対象とし、計画目標の設定と、それを達成するための必要な施策を示します。また、施策の進捗状況の把握に努め、必要に応じて見直しを行います。

4 基本理念

ふじえだっ子の未来を拓く！ 読書で育む豊かな心

5 推進体制



本計画を基本理念に沿って総合的に推進するため、各関係団体等と連携を図りながら取り組みを進め、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

P : Plan D : Do C : Check A : Act

6 現在の進捗状況

令和2年度中に行った団体及び個人へのアンケート調査結果に基づく現在の進捗状況は、読書の大切さをアピールする読書週間への取組みなども中学校を除き増加傾向にあることから、子どもを取り巻く読書環境の整備は一定の効果があがっていると考えられます。その反面、児童・生徒の実際の読書量は微減しています。

藤枝市子ども読書活動推進計画（第三次）実績一覧

目標項目	令和2年度
市立図書館による団体貸出の定期巡回を希望している幼稚園・保育所等の数	24園／28園
図書標準を達成している公立学校の数 小学校 中学校	16校／17校 6校／10校
児童図書の蔵書冊数（12歳以下の子ども1人あたり）	☆ 10.0冊
読書週間、「子ども読書の日」等に、行事に取り組んでいる学校の割合 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	15校／17校 4校／12校 4校／6校 0校／1校
1か月の読書冊数 小学生 中学生 高校生	6.7冊 3.6冊 1.7冊
読み聞かせをしている学校の数 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	16校／17校 6校／12校 0校／6校 1校／1校
児童図書の年間貸出冊数（12歳以下の子ども1人あたり）	☆ 23.7冊

☆令和元年度実績

7 今後の展開

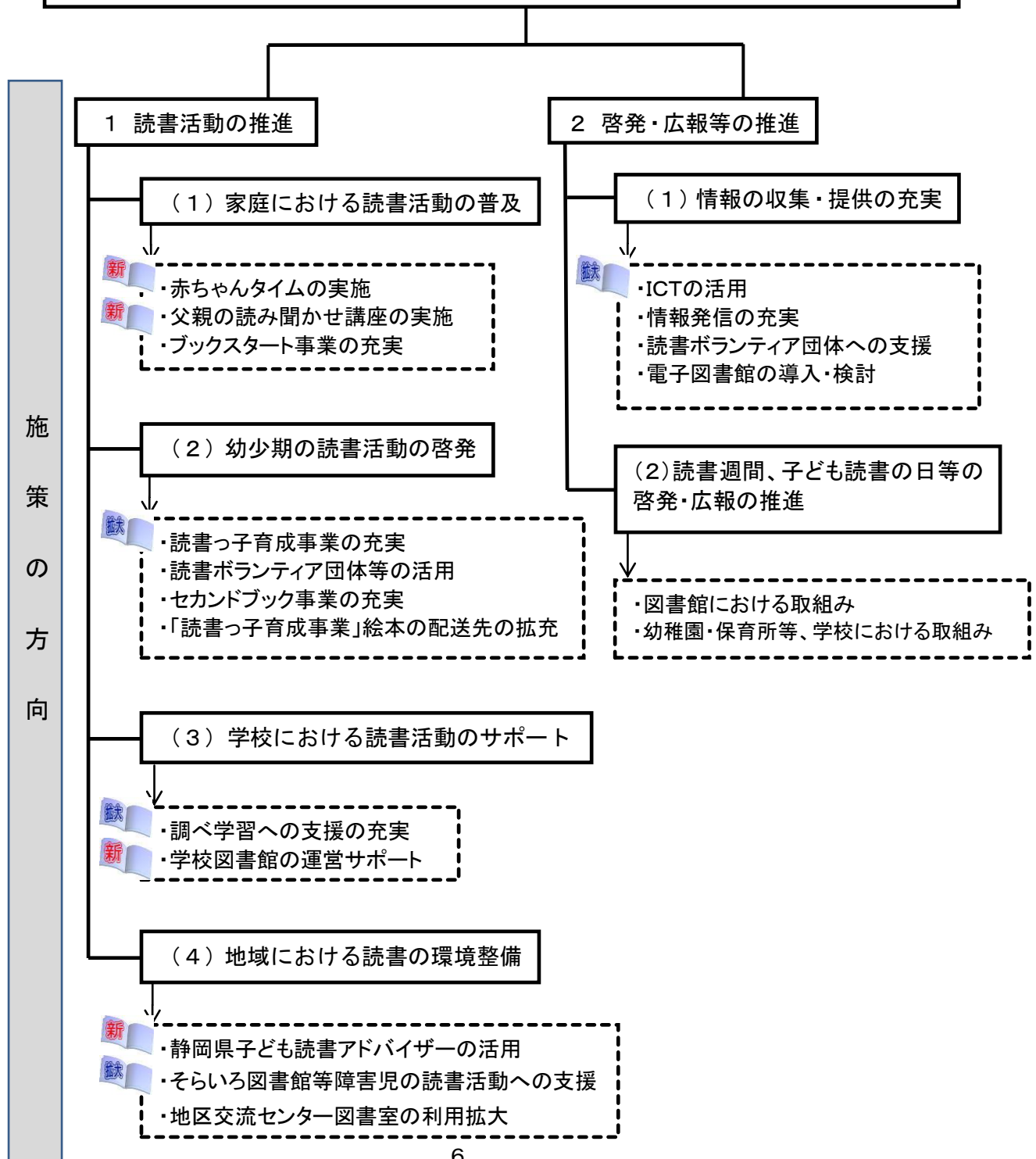
第四次計画では、読書環境の整備を継続しながら、併せて、学校図書館司書や読み聞かせボランティアなどと連携し、子ども一人ひとりと寄り添い、自主的な読書活動につなげる実践的でかつ具体的な施策を展開していきます。(第2章 推進計画参照)

8 藤枝市子ども読書活動推進計画の体系

子どもの自主的な読書活動を支える環境整備を継続しつつ、令和2年度から各小中学校に配置された専任の学校図書館司書や読み聞かせボランティア等と連携し、ふじえだっ子の心が読書によって成長していくことを願い、実践的な施策を展開していきます。

基本理念

ふじえだっ子の未来を拓く！ 読書で育む豊かな心



9 藤枝版ローカルSDGsの推進

国際社会の共通目標であるSDGsに対する地方自治体としての取組姿勢を示した本市独自の目標「藤枝版ローカルSDGs」について、本計画を通じて達成していきます。

【藤枝版ローカルSDGsの17の目標のうち本計画に関連の深いもの】



SDGs（エスディーゼーズ）は、2015年9月の国連サミットで合意された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」です。

本計画では、連携している取組みにSDGsのアイコンを付しています。

第2章 取組み方針



1 読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の普及

【現状と課題】

日常生活における携帯電話（スマートフォン）やインターネット、ゲーム機等の普及や習い事の時間の増加等、子どもをとりまく生活環境が変化し、子どもがじっくりと読書できる時間の確保が難しくなっています。また、保護者の就労環境の多様化や家族団らんで過ごす時間の減少に伴い、親子で本に親しむ時間が減少し、読書活動への関心が薄らいでいる状況です。

子どもをとりまく生活環境の変化により、家庭でのコミュニケーションや読み聞かせの時間の確保が必要であり、また、家族のだれもが読み聞かせに携わっていくことが求められています。

【施策の方向】

① 赤ちゃんタイムの実施



- ・赤ちゃんタイム*を設定し、乳幼児から図書館の利用を促すとともに、多くの良質な絵本と巡り会うきっかけづくりを推進します。また、母親におすすめの本を用意し、赤ちゃんとも保護者が一緒に本を楽しみながら安心して過ごせる場所を提供します。

② 父親の読み聞かせ講座の実施



- ・父親が子どもへの読み聞かせを学び、実践する講座などを通じて読書活動への理解を深め、家族全員で読書を楽しむ時間の確保を促し、日常的な読書の習慣化を図ります。

《目標数値》

項 目	令和2年度（現状）	令和7年度（目標）
1 か月の読書冊数	小学生 6.7冊 中学生 3.6冊 高校生 1.7冊 (1 か月の平均読書冊数)	小学生 8冊 中学生 5冊 高校生 3冊



父親の読み聞かせ講座



赤ちゃんタイム

③ ブックスタート*事業の充実

- ・親子での最初の本とのふれあいの場として、より多くの方に読書の大切さを啓発し、読み聞かせへの意識向上につながるよう努めます。



ブックスタート

赤ちゃんタイム

乳幼児連れの保護者の方にも気兼ねなく図書館を利用いただくため、授乳やおむつ交換のできる部屋を用意したり、保護者向けの本を赤ちゃんコーナーに用意したりする、乳幼児とその保護者の優先時間帯（毎月第4水曜日の午前10時～12時に設定、10時30分からは乳幼児向けのおはなし会を実施）

ブックスタート

赤ちゃんとも保護者が、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。0歳児健診に参加した赤ちゃんとも保護者を対象に絵本や子育て関連の資料などを手渡す。1992年に英国で始まり、日本では、2000年の「こども読書年」を機にブックスタートが紹介され、その後全国各地に広がっている。市では保健センター（健康推進課）で行う「6か月児すこやか相談」時に行っている。

（２）幼少期の読書活動の啓発

【現状と課題】

幼稚園・保育所等では、読み聞かせや絵本コーナーの設置など、子どもが身近に絵本を楽しめる環境作りに取り組んでいます。

また、「読書っ子育て事業」として、市内幼稚園・保育所等 24 か所へ毎月それぞれ 100 冊の絵本を配送し、より良い読書環境の提供を行っています。

園児一人ひとりが良質な絵本を通して豊かな人生を歩めるよう、読書っ子育て事業のさらなる充実に努めます。

【施策の方向】

① 読書っ子育て事業*の充実

- ・読書っ子育て事業として、絵本配送先である幼稚園や保育所等のさらなる拡充に努めるとともに、幼少期から読書の機会を提供します。
- ・読書っ子育て事業に伴う絵本配送時に新着絵本リストを配布する等、新たな絵本と出会うきっかけづくりとして、情報提供を中心としたサポートを行います。

② 読書ボランティア団体等の活用

- ・本に親しむ機会を増やすため、読書ボランティア団体に読み聞かせ等の開催を促す等、読書環境の整備に努めます。

③ セカンドブック事業の充実

- ・読書の習慣化を図るため、成長に合わせたブックリスト*の配布をします。ブックスタート以後、就学前の期間においては、幼稚園・保育所等のイベント等での配布をします。次にセカンドブック事業*として、就学时健診の際に新 1 年生向けのブックリストを配布します。子どもたちの読書への興味が切れ目なく継続するよう、新しい本との出会いを推進します。

《目標数値》

項 目	令和 2 年度（現状）	令和 7 年度（目標）
読書っ子育て事業の活用を希望する幼稚園・保育所等の数 （幼稚園・保育所等の全体数は 37 園）	24 園	28 園

読書っ子育て事業

市内の幼稚園・保育所等へ毎月、1 園につき 100 冊の図書を貸出す。ミニ図書コーナーを設置するなど、子どもが本と触れあう環境の整備を行う。



こども園 読み聞かせ

ブックリスト

子どものための良書・適書を目録風に並べたもの。目的を持って、目録風に本を紹介する一覧表

セカンドブック事業

ブックスタートのフォローアップ事業として、年齢や成長にあった本と出合う機会をつくることで、読書を通じて子どもたちの心の健やかな成長を図る。

（３）学校における読書活動のサポート

【現状と課題】

学校は教育機関として、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を担っています。子どもが読書習慣を形成していくためには、本を読む楽しさを体験し、継続していくことが求められます。

今年度実施した学校アンケート調査の結果では、第三次計画と比べ図書標準を達成している公立小中学校の数は増加の傾向にあり、一方では、読み聞かせをしている学校の数は微減しています。

市立図書館では、小、中学生の調べ学習を積極的に支援するため、夏休み期間に専任の職員の配置や専用の展示コーナーを設置するなど、学習意欲の向上と本に親しむ機会づくりに努めています。

また、小学生向きのおすすめブックリストの作成や学校図書館が作成した「家読リスト」に掲載された資料の提供に加え、市内の小中高等学校を対象に、おすすめしたい本をイラストと文章で紹介してもらう「よむゾーくん大賞」を実施し、読書活動の推進を図っています。

令和２年度より、市内各小中学校に１名ずつ専任の学校図書館司書*が配置されたことに伴い、本の貸出だけでなく、授業における本の利活用や学校図書館の運営に対する支援など、さらなる連携強化を図り、各校の特性に合わせた資料の提供を実現し、子ども一人ひとりの自主的な読書活動につなげていくことが重要です。

【施策の方向】

① 調べ学習への支援の充実



- ・司書教諭や学校図書館司書と連携し、総合的な学習における調べ学習に必要な資料を収集し、多様な図書資料の提供に努めます。また、夏休み前には各校における課題の方向性を調査し、学校と連動した資料の提供を行います。

② 学校図書館の運営サポート



- ・市内全小中学校に専任の学校図書館司書が配置されたことを受け、図書資料の貸出だけでなく、学校図書館の運営に対する実践的なサポートを行い、各校における読書環境の向上を図ります。

具体的には、ブックリストを作成する際の選書や購入すべき本の選定、本の修理や効果的な本の展示方法など、市立図書館で日ごろから行っているノウハウを提供していきます。

《目標数値》

項 目	公私	令和2年度（現状）	令和7年度（目標）
図書標準*を達成している学校の数（公立小中学校27校のみ 私立は該当しない）	公立	小学校 16校（94%） 中学校 6校（60%）	小学校 17校（100%） 中学校 10校（100%）
読み聞かせを実施している 学校の数	公立	小学校 16校（94%） 中学校 6校（60%）	小学校 17校（100%） 中学校 10校（100%）
	私立	中学校 0校（0%）	中学校 2校（100%）
	公立	高等学校 0校（0%） 特別支援学校 1校（100%）	高等学校 3校（100%） 特別支援学校 1校（100%）
	私立	高等学校 0校（0%）	高等学校 3校（100%）



小学校図書館での図書貸出



中学校図書館内

学校図書館司書

学校図書館法第6条の規定に基づき、平成27年度から学校には司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書を置くように求められた。

図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館に整備すべき蔵書の標準として設定されたもの
(平成5年3月29日文初小第209号 各都道府県教育委員会あて初等中等教育局長通知)

（４）地域における読書の環境整備

【現状と課題】

本市では、子どもを健やかに育むために多数の団体やボランティアグループが地域で活動しています。各団体は幼稚園・保育所等、学校や放課後児童クラブ、また、交流センター等の市内各施設を活用し、地域での様々な活動の中で読み聞かせ等を通じて、子ども読書活動の推進に寄与しています。

毎月定期的に市立図書館で行われているおはなし会、読書週間や夏休み期間等を開催するイベントに、本と触れ合う場として多くの参加者があります。

ボランティア団体などの協力による市立図書館や地域でのおはなし会を継続的に実施していくため、それらを担う人材育成が重要です。また、そらいろ図書館では障害者施設単位での利用となっているため、利用が伸びていない状況にあります。

【施策の方向】

① 静岡県子ども読書アドバイザーの活用

- ・地域の読書活動を支える読み聞かせボランティアの養成や育成のため、読み聞かせのやり方や本の選び方など必要な知識や技術を学ぶことを目的とし、静岡県子ども読書アドバイザー*のメンバーを講師に迎えた講座や研修会を実施します。

② そらいろ図書館*等障害児の読書活動への支援

- ・発達に課題がある子どもたちと保護者が、気兼ねなく図書館を体験する機会の拡大を働きかけるとともに、福祉に関する知識を学ぶ静岡福祉大の学生が参加することで、子どもたちには的確な支援と、学生には実践的に福祉の現場を体験する機会を提供します。

③ 地区交流センター図書室の利用拡大

- ・地区交流センターの絵本、児童書の充実やポップ・サインによるイメージアップに努める等、子どもにも利用しやすい図書室を目指します。

《目標数値》

項 目	令和元年度（現状）	令和７年度（目標）
児童図書の蔵書冊数（12歳以下の子ども１人あたり）	10.0冊	11.0冊
児童図書の年間貸出冊数（12歳以下の子ども１人あたり）	23.7冊	26.3冊

静岡県子ども読書アドバイザー

読書ボランティアで、経験、技術ともに優れ、市や町のボランティアリーダー及びコーディネーターの担い手として静岡県で認定を受けた者



そらいろ図書館

そらいろ図書館

図書館利用者のすそ野を広げるため、発達に課題や障害を持つ子どもたちと保護者が、休館日に駅南図書館に来館し、気兼ねなく図書館を体験する事業

2 啓発・広報等の推進

(1) 情報の収集・提供の充実

【現状と課題】

広報ふじえだや図書館だより、市ホームページにおはなし会や各種イベントの開催案内を掲載しています。そのほか、FM島田をはじめとしたマスコミなどに図書情報を提供し、また、藤枝市立図書館公式ツイッターにより情報発信をしています。

幼稚園・保育所等、学校や市立図書館では情報提供に努めていますが、より多くの方に読書をする機会をもってもらうため、SNS等を通じてさらなる情報発信の充実を図るとともに、新しい生活様式を求められている現在、電子書籍などの読書環境の推進も担っていく必要があります。

【施策の方向】

① ICTの活用



- ・図書館ホームページやICタグを活用した自動貸出機など、情報通信技術を活用した図書館の利用方法の周知を図ります。また、ICタグを活用した自動返却装置や探している本の位置を表示するIC書架など、新しい技術の導入を検討し、図書館の利便性を高めます。

② 情報発信の充実

- ・藤枝市立図書館公式ツイッターで図書館の取組みなどを情報発信していきます。
- ・広報ふじえだに掲載中の「図書館とぴくす」の充実に努めます。

③ 読書ボランティア団体への支援

- ・読書ボランティア団体による児童、生徒への読み聞かせやストーリーテリング*、朗読などの活動を支援します。
- ・読書ボランティア同士がお互いに情報提供を行うことを目的に、図書館が主催する情報交換会などを開催するなど、それぞれの意見を施策に反映させる仕組みづくりに努めます。

④ 電子図書館の導入・検討

- ・電子書籍を中心に、電子媒体を介した新たな読書環境が広がりつつある中で、さらなる図書館機能の利便性向上を目指します。

《目標数値》

項 目	令和2年度（現状）	令和7年度（目標）
自動貸出機の延べ利用人数 （12歳以下の子ども）	22,813人	28,000人

ストーリーテリング

本の朗読とは異なり、語り手（ストーリーテラー）が物語を覚えて、語り聞かせること。



自動貸出機

藤枝市立図書館

利用案内
図書館カレンダー
蔵書情報
利用者情報
こどもメニュー
雑誌スポンサー

藤枝市立図書館トップ>蔵書情報>蔵書検索>検索結果

検索結果は、56件です。
表示順を並びかえなしにする。
1ページに25行ずつ表示する。
[検索画面へ戻る](#) [最初](#) [前](#) [次](#) [最後](#)

No	書名	著者名	出版者	出版年	分類	形態
1	岡部宿杉山雑記Ⅱ(翻刻)(藤枝市史叢書)	藤枝市史編さん	藤枝市市民文化部文化財課	2012	215.4	郷土
2	岡部宿杉山雑記Ⅰ(翻刻)(藤枝市史叢書)	藤枝市史編さん	藤枝市市民文化部文化財課	2012	215.4	郷土
3	岡村伝一郎少年の日記(藤枝市史叢書)	藤枝市史編さん	藤枝市教育委員会	2004	215.4	郷土
4	近世初期藤枝市内雑地帳(藤枝市史叢書)	藤枝市史編さん	藤枝市教育委員会	2007	215.4	一般書
5	静岡県志太郡青島村誌(藤枝市史叢書)	藤枝市史編さん	藤枝市教育委員会	2001	215.4	郷土

藤枝市立図書館ホームページ

（２）読書週間*、子ども読書の日*、文字・活字文化の日*等の啓発・広報の推進

【現状と課題】

図書館では、「子どもの読書週間」にあわせて、おはなし会等のイベントを開催しています。また、イベントについては、市広報や図書館だより、ホームページ等に掲載しPRしています。

読書週間などを活用して読書活動を推進していくため、その啓発とそれにちなんだ事業に一層取り組んでいく必要があります。

また、多文化共生や国際交流を促進するため、外国人による図書館利用の促進も求められています。

【施策の方向】

① 図書館における取組み

- ・今後も引き続き、行事にあわせておはなし会等のイベントを開催していきます。イベントを行うことで市民への周知を図り、また、広報ふじえだや図書館だより、ホームページへの情報掲載、各学校へのチラシの配布等により、さらに啓発や広報活動を推進します。
- ・外国語の資料の充実を図るとともに、日本語の本を通じて日本文化や生活習慣を学ぶ機会の提供を図ります。

② 幼稚園・保育所等、学校における取組み

- ・ポスターの掲示やちらしの配布を通し、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」等の周知を図ります。

読書週間

昭和22年、出版社・図書館・取次会社・書店・報道・文化関連団体が読書週間実行委員会を結成し、11月17日から第1回「読書週間」を実施した。翌年、文化の日をはさんだ10月27日～11月9日の2週間が「読書週間」と定められた。

子ども読書の日

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。

文字・活字文化の日

平成17年に成立した「文字・活字文化振興法」によって、10月27日が「文字・活字文化の日」と定められた。

第3章 推進体制等



1 家庭、幼稚園・保育所等、学校、地域における子どもの読書活動の推進体制

子どもの読書活動を推進するためには、家庭や学校等、地域それぞれの分野で活躍する人たちの連携・協力が必要です。家庭では保護者、幼稚園・保育所等では教諭、保育士、学校では司書教諭、学校図書館司書、図書主任、地域では図書館、読書ボランティアなどがその役割を担います。さらに、情報の交換や問題の提議・解決、啓発、相互協力など藤枝市立図書館協議会をはじめとした推進体制にて、定期的に進捗状況を把握し計画の推進を図ります。

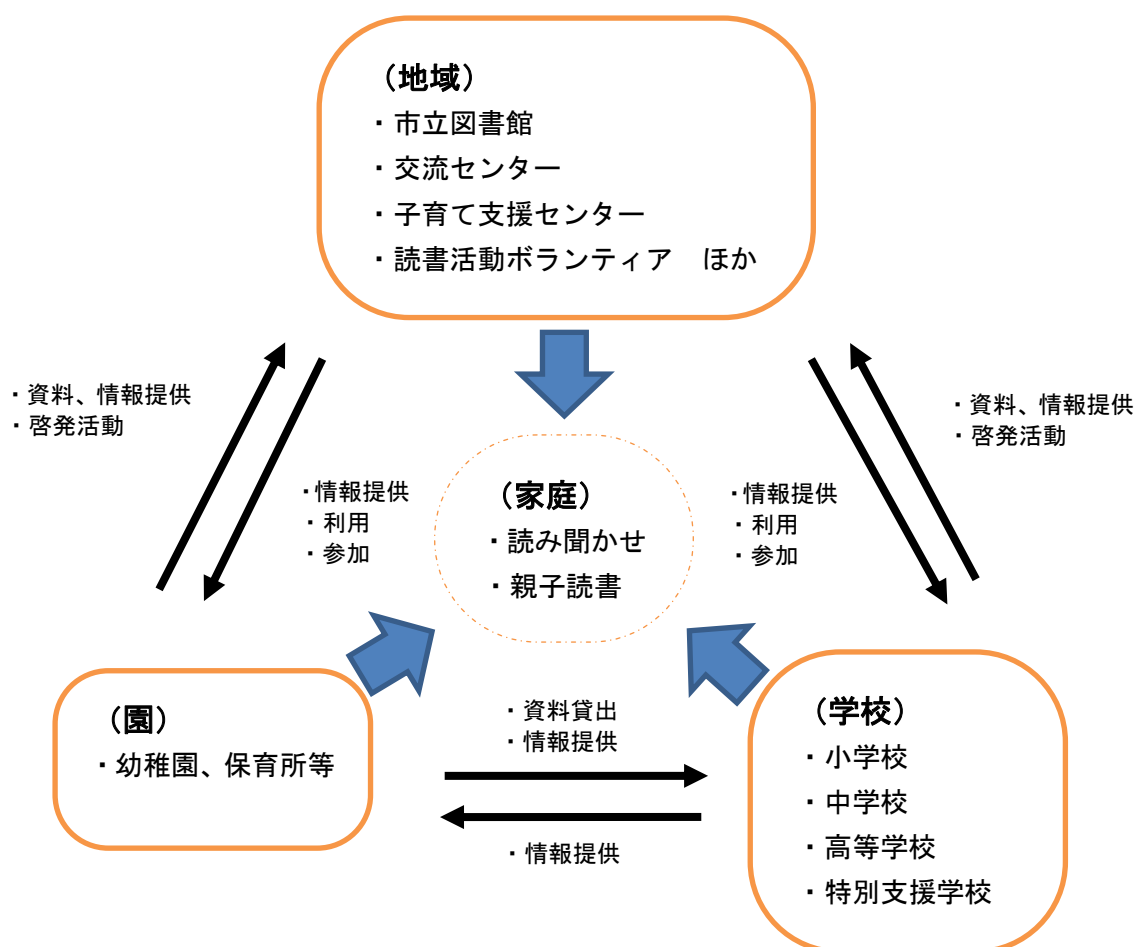
2 出版、書籍販売業界等との連携

地域の書店や関係機関等との調整や連携を進めながら、読書活動の振興に努めます。

3 財政上の措置

市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めます。

4 組織体制



第4章 資料編



資料 1 学校図書館法

昭和 28 年 8 月 8 日 法律第 185 号

(目的)

第 1 条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第 3 条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第 4 条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第 5 条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料3 藤枝市子ども読書活動推進計画（第四次）努力目標一覧

目標項目	第三次計画		第四次計画	
	平成27年度 (現状)	平成32年度 (目標)	令和2年度 (現状)	令和7年度 (目標)
1か月の読書冊数				
小学生	6.9冊	8冊以上	6.7冊	8冊以上
中学生	3.8冊	5冊以上	3.6冊	5冊以上
高校生	1.9冊	3冊以上	1.7冊	3冊以上
市立図書館による団体貸出 の定期巡回を希望している 幼稚園・保育所等の数	21園	25園	24園	28園
図書標準を達成している学 校の数（公立小中学校のみ）				
小学校	15校	17校	16校	17校
中学校	3校	10校	6校	10校
読み聞かせをしている学校 の数				
小学校	17校	17校	16校	17校
中学校	10校	12校	6校	12校
高等学校	1校	6校	0校	6校
特別支援学校	1校	1校	1校	1校
児童図書の蔵書冊数（12歳 以下の子ども1人あたり）	◎ 9.1冊	10冊	☆ 10.0冊	11.0冊
児童図書の年間貸出冊数 （12歳以下の子ども1人あ たり）	◎ 23.8冊	26冊以上	☆ 23.7冊	26.3冊
読書週間、「子ども読書の 日」等に、行事に取り組ん でいる学校の割合				
小学校	12校	17校	15校	17校
中学校	6校	12校	4校	12校
高等学校	0校	6校	4校	6校
特別支援学校	0校	1校	0校	1校
静岡県子ども読書アドバイ ザーが関連する講座の数	-	-	4	8
自動貸出機の延べ利用人数 （12歳以下の子ども）	-	-	22,813人	28,000人

◎平成26年度実績

☆令和元年度実績

資料4 藤枝市立図書館協議会委員名簿

No.	氏名	役職名等	備考
1	武藤 円	学校教育関係者	会長
2	小林 奈津子	社会教育関係者	
3	増田 嗣郎	学識経験者	
4	関口 やち代	学識経験者	
5	山田 裕子	学識経験者	
6	橋爪 千恵子	学識経験者	副会長
7	櫻井 利枝	学識経験者	
8	吉田 令子	学識経験者	

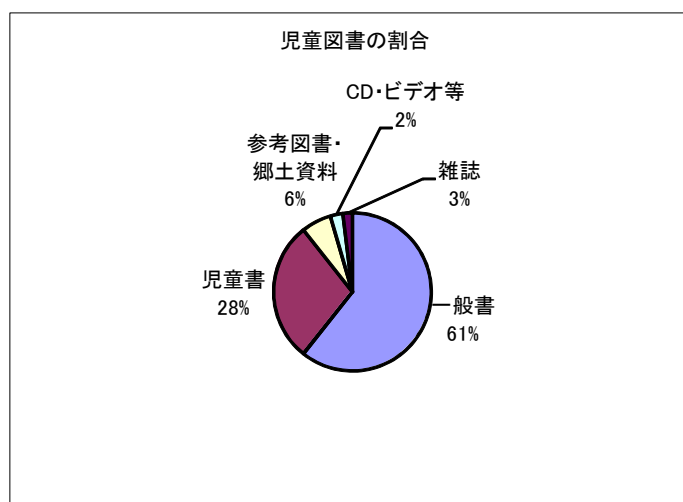
資料5 児童図書の蔵書冊数及び総蔵書冊数における児童図書の割合
(令和元年度)

1 児童図書の蔵書冊数(単位:冊)

児童書	93,452
絵本	74,225
紙芝居	5,115
合計	172,792

2 蔵書冊数における児童図書の割合(単位:冊、%)

一般書	379,073	61.7
児童書	172,792	28.1
参考図書・郷土資料	38,621	6.3
雑誌	14,667	2.4
CD・ビデオ等	9,596	1.5
合計	614,749	



資料6 アンケート調査結果一覧 (R2.8~9月実施)

児童・生徒アンケート結果抜粋

・一日のプライベートでの読書時間

項 目	回 答	割 合		
		小学生	中学生	高校生
あなたは一日のうち、プライベートでどのくらいの時間、本を読みますか	2時間以上	4%	2%	1%
	1時間～2時間	6%	4%	2%
	1時間	13%	8%	6%
	30分	39%	26%	17%
	ほとんど読まない	37%	60%	74%
	未回答	1%	0%	0%

・1か月あたりの読書冊数

項 目	回 答	割 合		
		小学生	中学生	高校生
あなたはひと月に平均でどのくらい本を読みますか	10冊以上	17%	3%	1.5%
	9冊	3%	0%	0%
	8冊	4%	2%	0.5%
	7冊	4%	0%	0.5%
	6冊	11%	1%	0.5%
	5冊	10%	10%	0.5%
	4冊	10%	4%	3%
	3冊	10%	18%	6%
	2冊	13%	17%	14%
	1冊	11%	29%	37%
	読まない	7%	16%	36%
	未回答	0%	0%	0.5%

保護者アンケート結果抜粋

・読み聞かせの状況

項 目	回 答	割 合
あなたの家庭では子どもに読み聞かせをしていますか。(読んであげた経験はありますか。)	よくある	39%
	時々ある	36%
	あまりない	16%
	ない	5%
	未回答	4%

幼稚園・保育所等アンケート結果抜粋

・図書コーナーの蔵書冊数

項 目	回 答	園の数	割 合
絵本または図書は、 何冊ありますか。	1,000 冊未満	20	54%
	1,000 冊以上 2,000 冊未満	10	27%
	2,000 冊以上	7	19%

・読み聞かせの回数

項 目	回 答	園の数	割 合
月に何回読み聞かせ をしていますか。	毎日	35園	94%
	その他	1園	3%
	未回答	1園	3%

学校アンケート結果抜粋

・司書教諭の配置

項 目	回 答	学校数	割 合
司書教諭はいますか。	はい	26校	72%
	いいえ	10校	28%

・図書標準の達成（公立小中学校のみ）

項 目	回 答	学校数	割 合
図書標準を達成している 学校数。	達成している	22校	81%
	達成していない	5校	19%

・ブックリストの作成

項 目	回 答	学校数	割 合
必読図書や推薦図書のブックリ ストを作成していますか。	はい	26校	72%
	いいえ	10校	28%

・学校図書館のボランティア団体

項 目	回 答	学校数	割 合
学校図書館のボランティア団体 はありますか。	はい	20校	56%
	いいえ	16校	44%

藤枝市子ども読書活動推進計画（第四次）

発 行 令和３年 ３月

発行者 藤枝市（教育部 図書課 岡出山図書館）
〒４２６－００２５ 藤枝市藤枝五丁目１９番１号
電 話 ０５４－６４３－３４８９
ＦＡＸ ０５４－６４４－８４４８